

こどもの安全・安心で質の高い保育に向けて、  
保育士の適切な配置基準における保育士の増員を求める意見書

国においては、2023年度に、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置し、少子化対策のほか虐待やいじめ、貧困など、こども関連の政策を一元的に担うものであり、「心身の発達の過程にある者」と定め、切れ目ない支援をめざすとされている。

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されてきたところである。

保育の現場において、保育士の負担を軽減し、保育の質を向上させることは重要な課題である。

こどもたちの安心・安全で健全な成長とともに質の高い保育が進むように、保育士の増員などを含め適切な人員配置や保育士の負担軽減に向けて、事務作業の電子化などを進めていくための予算確保などの取り組みの推進を図るべきである。

こども家庭庁を設置し、こども関連施策を充実・推進し、国におかれては、こどもの権利保障のために必要な財源を確保し、下記事項について実現に向けて努力されることを要望する。

記

- 1 こどもの安全・安心で質の高い保育に向けて、保育士の適切な配置基準における保育士の増員をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年（令和4年）6月16日

高 砂 市 議 会